業務請負単価契約書(案)

1 契約件名 千葉森林管理事務所公用自動車の点検等業務

2 仕様内容 別紙1 仕様書のとおり

3 予定契約総金額 ¥ -

なお、各項目における単価は別紙2の単価表のとおりとする。

4 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年3月4日

5 履行期限 発注の都度指示

6 契約保証金 免除

上記の業務について、分任支出負担行為担当官 関東森林管理局 千葉森林管理事務所長 原 啓一郎(以下「甲」という。)と、請負者 (以下「乙」という。)は、 上記各項及び契約条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

以上の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ甲、乙各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20 分任支出負担行為担当官 関東森林管理局 千葉森林管理事務所長 原 啓一郎

契約条項

(目的)

- 第1条 甲(甲の指定した職員を含む)は、頭書の業務の提供を必要とする場合は、項目、数 量、履行年月日その他必要な事項を記載した別紙4の発注書を発行し、これを乙に交付し て業務履行の指示をするものとする。
 - 2 乙は、前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の業務を頭 書の契約単価をもって確実に履行しなければならない。
 - 3 発注書の指示内容が別紙3「自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表」(以下 「一覧表」という。)の点検等の内容から、変更されている場合は、発注書を優先するも のとする。
 - 4 頭書の予定契約総額及び一覧表の点検等の内容における数量は、甲の都合により変更になる場合がある。このことについて、乙は、不服の申し出はできない。
 - 5 この契約による契約単価の有効期限は、頭書の契約期間とする。

(納入期限の延長)

第2条 乙は、発注書に定める期日内に業務の履行を完了することができない場合は、あらかじめ、甲に対し遅延の理由及び履行完了見込み日を明らかにした書面を提出して、期限延長の承認を求めなければならない。

(延滞金)

- 第3条 甲は、乙が発注書に定める期日内に、業務の履行を完了できない場合において、その後 甲の定める期限までに完了できる見込みがあるときは、乙に対し延滞金を請求することが できる。ただし、その延滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではな い。
 - 2 前項の延滞金は、履行期限の翌日から履行完了日までの遅延日数1日につき、発注書に 定める数量に頭書の契約単価に乗じて得た額の年3%に相当する額とする。
 - 3 第1項の延滞金の請求は、甲がこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げる ものではない。

(整備の追加)

- 第4条 乙は、第1条第2項の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、発注書に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、ただちに甲に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積をするものとする。
 - 2 甲は、前項の乙の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、当該内容について本契約とは別途の請負契約を乙と締結するものとし、契約条件は本契約条項と同様のものとする。

(検査)

- 第5条 乙は、業務の履行を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の命じた職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。
 - 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から5日以内に当該成果品について検査を行うものとする。
 - 3 乙又は乙の使用人は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、検査に必要な措置を 講ずるものとする。
 - 4 前項の場合において、乙又は乙の使用人が検査に立ち会わないときは、検査職員は、乙の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 5 検査職員は、検査の結果、当該成果品の全部又は一部について不当な箇所を発見した場合は、乙に対し、適当な日時を定めて補修を請求することができる。この場合には、乙は、直ちに不当な箇所の補修を行わなければならない。この場合において、第2項に規定する期間は、甲が業務のやり直しを完了した旨の通知を受けた日から起算し、第3項及び第4項の規定を準用する。

(損失負担)

- 第6条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。
 - 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担 において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によると きは、その限度内において甲の負担とする。
 - 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(代金の請求及び支払)

- 第7条 乙は、業務の履行を完了し検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数ヶ月分をとりまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を 甲に請求することができる。
 - 2 甲は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内(以下「約 定期間」という。)に代金を乙に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書 が不当のため、乙に返送した場合には、甲がその返送した日から乙の適法な支払請求書を 受理した日までの期間は、これを約定期間に参入しない。

(支払遅延利息)

第8条 甲の責に帰する理由により、前項の支払期限までに代金を支払わないときは、甲は、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、支払遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間はこれを約定期間に参入せず、また、遅延利息を支払い日数に計算しないものとする。

(保証)

第9条 乙は、当該業務の完了後6ヶ月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと乙が認めたときは、その不具合箇所を乙の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、乙の発行する整備保証書による。

(契約の変更)

第10条 経済情勢の激変等により、頭書に定める契約単価が著しく不当であると認められる場合 は、甲、乙協議して契約変更することができる。

また、自動車損害賠償責任保険保険料・自動車重量税額については、国が定める金額に変更が生じた場合は、甲、乙合議して変更後の金額を適用することができる。

(業務の履行責任)

- 第11条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは(以下「契約不適合」という。)、甲は、乙に対し業務の目的物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
 - 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の勧告をし、その期間内に履行の追完がないとときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1)履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
 - 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を知った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
 - (1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めたとき。
 - (3) 天災その他不可抗力以外の理由により契約の解除を申し出たとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除をすることができる。
 - (1)債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3)債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても 契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである とき。
 - (6) 第17条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
 - (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第14条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、全二条の規定 による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第15条 甲は、業務が完了しない間は、第12条又は第13条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼした ときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、第12条及び第13条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第17条 乙は甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第18条 乙が甲がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったと きは、直ちにこの契約を解除することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第19条 第17条及び前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、第17条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

- 第20条 第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。
 - 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律 第225号)の規定により選任された再生債務者等

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第21条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず契約 の全部又は一部を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やか に、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条

乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約期間中に必要とする予定契約総金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2 (同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除 措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命 令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の 予定契約総金額の100分の10に相当する額のほか、予定契約総金額の100分の5に 相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の 規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合に おいて、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(債権債務の相殺)

第23条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、売買代金と相殺する ことができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過する ときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければなら ない。 乙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに納付しないときは、甲は、乙から遅滞日数1日につき年3%の割合で計算した遅滞金を徴収する。

(権利義務の譲渡等)

第24条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(契約外事項)

第25条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、定めるものと する。

(紛争解決の方法)

第26条 この契約について紛争を生じた場合は、甲、乙協議して選定した第三者の調停により解 決するものとする。

(特約条項)

別紙6のとおり

以上

公用自動車の点検等業務仕様書

1 対象物品

対象物品は、別紙、自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表(以下「一覧表」という。)に定める自動車。

車体検査、定期点検以外の整備(消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。)については、請負者は点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等またはその補助者(以下「契約担当職員」という。)に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2 請負内容

- (1)請負者は、契約担当職員の発行する発注書(以下「発注書」という。)に基づき、一覧 表に定める車両引渡場所より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施のう え、納車場所に返還するものとする。
- (2) 発注書並びに単価表における項目の内容は次のとおりとする。
 - ア 定期点検整備とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号、以下「法」という。)第48条に基づく点検整備とする。
 - イ 継続検査とは、法第62条に基づく検査とする。
 - ウ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。
 - エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必 要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。
 - オ スチーム洗浄とは、車体、エンジンルーム及び下まわりの温水による高圧洗浄機での 清掃をいう。
 - カ 下回り塗装とは、シャーシ等に施す錆止め塗装である。
 - キ 車内及び外回り洗浄とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マットの清掃、樹脂並びに鉄 製部分の拭き掃除、外回りの洗浄及び拭き掃除、ボディへのワックス掛けの作業をい う。
 - ク 車両陸送とは、車両引渡場所から自動車分解整備事業場までの引き取り及び自動車分 解整備事業場から車両引渡場所までの納車の作業をいう。
 - ケ 代車とは、点検等の期間中、臨時的に別の自動車を配備することである。なお、代車 の配備に当たっては、任意保険(対人及び対物保険)に加入している車両であること。また、点検等該当車両と同等の車両であること。
 - コ 追加発注

上記以外の業務について、契約担当職員は請負者に依頼できるものとする。

3 その他

請負者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。 なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備 した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

以上

別紙2

単価表

		五			
	件名(項目)	数量	単位	単 価	金額
自動車重量税	乗用自動車 (自家用)	1	台		
	車両重量1.5トンまで 2年 乗用自動車(自家用)				
自動車重量税	車両重量2トンまで 2年	1	台		
自動車重量税	検査対象軽自動車 (自家用) 2 年	2	台		
	自動車重量税計(A)				
自賠責保険料	乗用自動車(自家用)	2	台		
	本土 2 4 ヶ月契約 検査対象軽自動車				
自賠責保険料	本土 24ヶ月契約	2	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (軽自動車)	1	式		
定期点検	12ヶ月点検基本料	3	式		
	(乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下) 12ヶ月点検基本料		20		
定期点検	(乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	1	式		
定期点検	車内及び外回り洗浄	5	式		
定期点検	車両陸送(No.1,2,3,5,6)	5	往復		
定期点検	代車	5	定		
継続検査(車検)	2 4 ヶ月点検基本料(軽自動車)	2	定		
継続検査(車検)	2 4 ヶ月点検基本料	1	式		
	(乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下) 24ヶ月点検基本料				
継続検査(車検)	(乗用自動車:車両重量1. 5トン超2トン以下)	1	式		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (軽自動車)	2	式		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	1	式		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	1	式		
継続検査(車検)	下回り塗装 (軽自動車)	2	式		
継続検査(車検)	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	1	式		
継続検査(車検)	下回り塗装 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	1	式		
継続検査(車検)	室内及び外回り清掃	4	式		
継続検査(車検)	車両陸送(No.4,6,7,8)	4	往復		
継続検査(車検)	代車	4	走		
継続検査(車検)	保安確認検査料(軽自動車)	2	定		
継続検査(車検)	保安確認検査料(軽自動車以外)	2	式		
継続検査(車検)	継続検査代行	4	式		
	作業料金計(C)		<u> </u>	<u> </u>	
	自動車検査登録印紙代				
継続検査(車検)	(軽自動車)	2	台		
継続検査(車検)	自動車検査登録印紙代 (その他)	2	台		
	自動車登録印紙代計(D)		•		
		非	課税項目計		
		Ī	課税項目計		
		,	肖 費 税		
		1	合 計		

別 第 3

令和7年度 自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表

関東森林管理局 千葉森林管理事務所

雅 禁 水 响		1.99	1.99	0.99	1.49	1.99	0.65	0.65	1.99	0.65		
		alt)	043-242-4656	043-242-4656	043-242-4656	043-242-4656	043-242-4656	043-242-4656	043-242-4656	043-242-4656	043-242-4656	
車両引渡及び納車場所	(E) 棒號距線名標 中間		千葉市稲毛区 稲毛1-7-20	千葉市稲毛区 稲毛1-7-20	千葉市稲毛区 稲毛1-7-20	千葉市稲毛区 稲毛1-7-20	千葉市稲毛区 稲毛1-7-20	千葉市稲毛区 稲毛1-7-20	千葉市稲毛区 稲毛1-7-20	千葉市稲毛区 稲毛1-7-20	千葉市稲毛区 稲毛1-7-20	
			月 千葉森林管理事務所	月 千葉森林管理事務所	月 千葉森林管理事務所	月 千葉森林管理事務所	月 千葉森林管理事務所	月 千葉森林管理事務所	月 千葉森林管理事務所	月 千葉森林管理事務所	月 千葉森林管理事務所	
極	577	期間(月)	5 247 月	6 247	1 247 月	10 247 月	10 24ヶ月	4 247 月	5 247.	3 37ヶ月	24 25ヶ月	
自賠責保険	保険期間	KH	R9.3.15	R9.4.6	R9.4.11	R8.1.20	R9.4.30	R9.4.4	R8.4.5	R8.4.3	R7.12.24	
		Ш	R7.3.15	R7.4.6	R7.4.11	O R6.1.20	R7.4.30	R7.4.4	O R6.4.5	O R5.3.3	O R5.11.24	
代車 自動車重量税						0			0	0	0	
	車検代行車両陸送					0			0	0	0	
継続検査(車検)	車内及び外回り保安確認検査	車内及び外回り洗浄保安確認検査				0			0	0	0	
継続検	下回り塗装	下回り塗装				0			0	0	0	
	下回りスチーム洗浄エンジン及び					0			0	0	0	
	代車検(24ヶ月点を基本米			0	0	0	0	0	0	0	0	
定期点検	車両陸送		0 0	0	0		0	0				
完		車内及び外回り洗浄		0 0	0 0		0 0	0 0				
	定期点検又は	定期点後又は12ヶ月点検基本料		R8.03 (R8.03 (R7.12		R8.03 (R8.03	R8.03	11	
	車検予定年月		R8.02	R8.	R8		R8.03	R8	R8	R8	R7.11	
	車検ボアロ		R9.2.14	R9.3.5	R9.3.10	R7.12.19	R9.4.17	R9.3.3	R8.3.4	R8.3.2	R7.11.23	
	登錄/交付年月日		H28.2.15	R2.3.6	R4.3.11	H24.12.20	H28.4.18	H27.3.4	H30.3.5	R5.3.3	R5.11.24	
	車面総重量	(kg)	1,775	1,785	1,275	1,475	1,775	1,270	1,360	1,895	1,460	
	中 信 画		1,500	1,510	1,000	1,200	1,500	810	006	1,620	1,000	
以 參 声 回 共 面 串 遊	副 11		DBA-NT32	DBA-NT32	4AA-MN71S	J210G-2000328 ABA-J210G	DBA-SJ5	EBD-S510P	HBD-DA17V	5AA-SkE	5BD-JJ2	
	車 右 権 卓		NT32-530930 DBA-NT32	NT32-314220	MN71S-215856	J210G-2000328	SJ5-078171	S510P-0036577 EBD-S510P	DA17V-302564	SKE-102043	JJ2-5011450 5BD-JJ2	
	事業用の別用法・自家用又は自動車の種別・		普通自動車 乗用·自家用	普通自動車 乗用・自家用	小型自動車 乗用·自家用	小型自動車 乗用・自家用	普通自動車 乗用・自家用	軽自動車 貨物·自家用	軽自動車 貨物·自家用	普通自動車 乗用·自家用	軽自動車 貨物・自家用	
	粉 嶽 梅 中		千葉302世7663	千葉3021よ664	千葉503の5551	袖ケ浦501 世8548	袖ケ浦300め4264	千葉480世9223	千葉480つ703	袖ケ浦300る6547	千葉480ぬ2193	
	骨髓化		ニッサン エクストレイル	ニッサン エクストレイル	スズキ クロスビー	ダイハツ ピーゴ	スパル フォレスター	ダイハツ ハイゼット トラック	スズキ エブリィ	スパル フォレスター	ポンダ N.ベン	
	ż		1	2	3	4	5	9	7	8	6	

発 注 書

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官 関東森林管理局 千葉森林管理事務所長 原 啓一郎

令和 年 月 日付契約の千葉森林管理事務所公用自動車の点検等業務(以下、「契約書」という。)について、契約条項第1条第1項に基づき、下記とおり点検整備を申し込みます。

記

1 点検車両、内容等

点検車両、内容等は契約書別紙3「自動車点検等委託車両及び整備内容一覧表」(以下「一覧表」という。)のNO. のとおり。

なお、次項の追加整備等に記載がある場合は、契約書第4条第1項の追加整備が必要と判断 したと見なすので、ただちに、この費用にかかる見積書を提出すること。

また、提出された見積書を分任支出負担行為担当官が適正と見なした場合は、同条第2項の 追加整備発注書の交付がされたものとし、提出した見積書の内容による作業を実施すること。 作業実施後において、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別 様にて発行すること。

2 追加整備等

(1)

(2)

- 3 履行期限 令和8年3月4日
- 4 その他特記事項

請負者は、上記1及び2における点検等及び整備を実施した結果、この発注書の内容以外の整備を必要と判断した場合は、ただちに発注者に通知するとともに、その追加整備項目が契約書に単価の定めのない項目であるときは、当該追加整備に係る費用の見積書を速やかに提出すること。

NO.

追加整備発注書

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官 関東森林管理局 千葉森林管理事務所長 原 啓一郎

令和 年 月 日交付の発注書による点検整備において、貴社より追加整備が必要との判断の下、提出された見積書については、追加整備が必要と認められかつ価格も適正と認められるので、契約条項第4条第2項に基づき、点検整備を依頼する。

なお、本通知をもって別途の契約の締結とするので、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後においては、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の 各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除すること ができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何 らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将 来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を 再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受 任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に 関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確 約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再 請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との 契約を解除させるようにしなければならない。
 - 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。